

(5) 知的財産権の取り扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産的価値についての十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

【解説】

パンフレットやポスターなどの印刷物やパーソナルコンピュータ用のソフトウェア等には、著作権等の知的財産権が含まれるものがあり、これらに関わるトラブルが発生しています。

そうしたトラブルを未然に防ぐことは、官公需の契約の上では重要であり、契約の段階で、著作権等の知的財産権について、譲渡や使用許諾、部分譲渡や部分使用許諾の範囲、その期間等の詳細な取り扱いを書面にて明確にする必要があります。

知的財産権制度とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。知的財産権には、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、著作権、回路配置利用権、育成者権等があります。

物件及び役務の発注に当たっては、中小企業者の事業活動を阻害することのないよう、著作権等の知的財産権を十分理解し、取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとしています。

文化庁のホームページでは、著作権契約書作成支援システムや契約にまつわるトラブル事例について、「誰でも出来る著作権契約」において公開していますので、参考にしてください。

また、公益社団法人著作権情報センターでは、著作権に関する相談に応じており、全国の知財総合支援窓口では産業財産権に関する相談に応じています。

○文化庁「誰でも出来る著作権契約」のURL

http://chosakuken.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_intro/index.html

○公益社団法人 著作権情報センター（CRIC）の著作権テレホンガイド

TEL (03) 5348-6036

※受付時間 10時～12時 13時～16時

(土、日、祝日、センターの休業日を除く)

<http://www.cric.or.jp/>

○知財総合支援窓口

全国共通ダイヤル 0570-082100

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口につながります

<http://chizai-portal.jp/about/index.html>

また、官公需の印刷発注において、①契約書等において著作権を発注者へ無償譲渡することが定められている、②契約書等において記載が無いにもかかわらず、納入時に納入物の電子化データの譲渡を求められ、そのデータを利用し無断で増刷が行われたなど、著作権等の財産的価値に係わるトラブルが散見されており、受注した中小企業の著作権を適切に保護することが求められているところです。

具体的には、発注のための業者選定段階の見積依頼に際しては、著作権譲渡や使用許諾、部分譲渡や部分使用許諾の範囲、その期間等の詳細な取り扱いを書面にて明確化し、諸条件の対価を勘案した上で金額を算定してもらう必要があります、この金額を参考とし契約締結することで財産的価値に留意したものと考えられるところです。

官公需における印刷発注においては、納入物に係る著作権の利用目的を明確にすること、著作権の財産的価値を認めることが必要です。また、調達コ

ストの適正化や著作物の二次的活用等の観点から、調達目的の達成に必要な著作権の適切な譲渡や使用許諾の範囲を検討し、不要な著作権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用推進が期待されるところです。

(注) コンテンツ版バイ・ドール契約とは、国が委託等によって制作するコンテンツについて、制作された知的財産に係る権利（知的財産権）を、一定の条件の下で受託者に残す契約形態をいう。